



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年5月31日火曜日 第311号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県議会の議会その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（人事課）... 508
 愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則.....（漁政課）... 509

告 示

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正.....（人事課）... 509
 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の一部改正.....（ " ）... 510
 狩猟免許更新に係る適性試験等の実施.....（自然保護課）... 511
 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....（南予地方局八幡浜支局環境保全課）... 513
 道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 514
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 514
 医師の指定.....（福祉総合支援センター）... 515
 指定医師の所在地の変更.....（ " ）... 515
 指定医師の辞退の届出.....（ " ）... 516

公 告

狩猟免許試験の施行.....（自然保護課）... 517

人事委員会規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）... 518

公営企業告示

落札者等の告示.....（公営企業管理局総務課）... 520

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第28号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月31日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（休業補償を行わない場合）</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、<u>同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合若しくは同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第</u></p>	<p>（休業補償を行わない場合）</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合_____</p> <p>_____</p> <p>_____又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第</p>

17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている
場合

17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている
場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第29号

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年愛媛県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（沿岸漁業改善資金の種類等）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災特財令第1条第1項各号のいずれかに該当するもの（原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者に限る。）に対して東日本大震災の後令和5年3月31日までに県が貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間に係る前3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div>	<p>（沿岸漁業改善資金の種類等）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災特財令第1条第1項各号のいずれかに該当するもの（原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者に限る。）に対して東日本大震災の後令和4年3月31日までに県が貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間に係る前3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第600号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成5年4月愛媛県告示第576号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額並びに同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

令和4年5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同</p>	<p>愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同</p>

表の右欄に掲げる額とする。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,941円	12,957円
20歳以上25歳未満	5,436円	12,957円
25歳以上30歳未満	6,049円	13,985円
30歳以上35歳未満	6,272円	16,696円
35歳以上40歳未満	6,693円	19,689円
40歳以上45歳未満	7,049円	21,505円
45歳以上50歳未満	7,096円	22,898円
50歳以上55歳未満	6,994円	25,189円
55歳以上60歳未満	6,570円	25,319円
60歳以上65歳未満	5,473円	21,022円
65歳以上70歳未満	3,940円	16,117円
70歳以上	3,940円	12,957円

表の右欄に掲げる額とする。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,081円	13,384円
20歳以上25歳未満	5,589円	13,384円
25歳以上30歳未満	6,164円	14,322円
30歳以上35歳未満	6,577円	17,163円
35歳以上40歳未満	6,854円	19,407円
40歳以上45歳未満	7,070円	21,601円
45歳以上50歳未満	7,208円	22,760円
50歳以上55歳未満	7,090円	25,308円
55歳以上60歳未満	6,583円	25,093円
60歳以上65歳未満	5,420円	20,870円
65歳以上70歳未満	3,970円	15,258円
70歳以上	3,970円	13,384円

○愛媛県告示第601号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額（平成8年5月愛媛県告示第748号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和4年5月31日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 省略		常時介護を要する状態	1 省略	
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合がある場合は、当該介護に要する費用として支出された額が75,290円以下であるときに限る。）。	月額75,290円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合がある場合は、当該介護に要する費用として支出された額が73,090円以下であるときに限る。）。	月額73,090円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する	1 省略		随時介護を要する	1 省略	
	2 一の月に親族又は	月額37,600円（新たに		2 一の月に親族又は	月額36,500円（新たに

状態	これに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が37,600円以下であるときに限る。）。	介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）	状態	これに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が36,500円以下であるときに限る。）。	介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）
----	---	---	----	---	---

○愛媛県告示第602号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新に係る適性試験及び講習（以下「適正試験等」という。）を次のとおり実施する。

令和4年5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 対象者

法第39条第1項の規定による狩猟免許を受けており、当該免許の有効期間が令和4年9月14日に満了する者

2 適性試験等の実施の日時及び場所

所管の地方局	会場の名称	実施日時	実施場所	
			会場	所在地
東予地方局	東予第1会場	令和4年7月12日（火）午前9時	東予地方局西条第二庁舎（4階大会議室）	西条市丹原町池田1611番地
同 上	東予第2会場	令和4年7月12日（火）午後1時30分	同 上	同 上
同 上	東予第3会場	令和4年7月13日（水）午前9時	同 上	同 上
同 上	東予第4会場	令和4年7月13日（水）午後1時30分	同 上	同 上
同 上	東予第5会場	令和4年7月15日（金）午前9時30分	今治市伯方公民館（2階大ホール）	今治市伯方町木浦甲1234番地
同 上	東予第6会場	令和4年7月15日（金）午前11時	同 上	同 上
同 上	東予第7会場	令和4年7月20日（水）午後1時	四国中央市福祉会館（4階多目的ホール）	四国中央市三島宮川四丁目6番55号
同 上	東予第8会場	令和4年8月23日（火）午前9時	同 上	同 上
同 上	東予第9会場	令和4年8月30日（火）午前9時30分	今治市玉川総合公園運動場多目的体育館（グリーンピア玉川）（大ホール）	今治市玉川町摺木甲108番地
同 上	東予第10会場	令和4年8月30日（火）午前11時	同 上	同 上
中予地方局	中予第1会場	令和4年7月6日（水）午前9時	久万町民館（2階ホール）	上浮穴郡久万高原町久万188番地
同 上	中予第2会場	令和4年7月11日（月）午前11時	松山市北条コミュニティーセンター（第2情報学習室）	松山市北条辻6番地
同 上	中予第3会場	令和4年7月11日（月）午後1時	同 上	同 上
同 上	中予第4会場	令和4年7月13日（水）午前10時	東温市川内公民館（1階大ホール）	東温市南方264番地
同 上	中予第5会場	令和4年7月19日（火）午前10時	砥部町中央公民館（講座室）	伊予郡砥部町宮内1369番地
同 上	中予第6会場	令和4年7月21日（木）午前11時30分	松山市農業協同組合興居島支所（2階会議室）	松山市泊町894番地5

同	上	中 予 第 7 会 場	令和4年7月21日(木)午後1時30分	同	上	同	上
同	上	中 予 第 8 会 場	令和4年8月4日(木)正午	中島総合文化センター(大会議室)		松山市中島大浦2962番地	
同	上	中 予 第 9 会 場	令和4年8月4日(木)午後1時30分	同	上	同	上
同	上	中 予 第 10 会 場	令和4年8月8日(月)午前11時	伊予市保健センター(第1・第2会議室)		伊予市尾崎3番地1	
同	上	中 予 第 11 会 場	令和4年8月8日(月)午後1時	同	上	同	上
同	上	中 予 第 12 会 場	令和4年8月20日(土)午前9時30分	中予地方局(7階大会議室)		松山市北持田町132番地	
同	上	中 予 第 13 会 場	令和4年8月20日(土)午前11時	同	上	同	上
同	上	中 予 第 14 会 場	令和4年8月20日(土)午後1時	同	上	同	上
同	上	中 予 第 15 会 場	令和4年8月21日(日)午前9時30分	同	上	同	上
同	上	中 予 第 16 会 場	令和4年8月21日(日)午前11時	同	上	同	上
同	上	中 予 第 17 会 場	令和4年8月21日(日)午後1時	同	上	同	上
南 予 地 方 局		南 予 第 1 会 場	令和4年7月13日(水)午前10時	大洲市徳森公園管理センター(平公民館)(大ホール)		大洲市徳森2280番地2	
同	上	南 予 第 2 会 場	令和4年7月13日(水)午後1時	同	上	同	上
同	上	南 予 第 3 会 場	令和4年7月28日(木)午前9時	南予地方局愛南庁舎(会議室)		南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	
同	上	南 予 第 4 会 場	令和4年8月9日(火)午前9時	同	上	同	上
同	上	南 予 第 5 会 場	令和4年8月18日(木)午前11時	南予地方局八幡浜庁舎(7階大会議室)		八幡浜市北浜一丁目3番37号	
同	上	南 予 第 6 会 場	令和4年8月18日(木)午後2時	同	上	同	上
同	上	南 予 第 7 会 場	令和4年8月19日(金)午前9時	南予地方局(7階大会議室)		宇和島市天神町7番1号	
同	上	南 予 第 8 会 場	令和4年8月23日(火)午後2時	愛媛県歴史文化博物館(2階第1・第2・第3研修室)		西予市宇和町卯之町四丁目11番地2	
同	上	南 予 第 9 会 場	令和4年9月4日(日)午前9時	南予地方局(7階大会議室)		宇和島市天神町7番1号	

3 講習の実施

事前に配布する資料を用いて受講者が自ら自宅等において学習する方法により、講習を実施する。

4 申込みの手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 法第18条の6第1項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって狩猟について必要な適性を有することが確認されたものである場合にあっては、当該適性を有することの確認の日、確認の方法及び確認の結果を記載した法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者が作成した書面

カ 狩猟免許更新申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)

更新しようとする免許の種類ごとに各2,900円

キ 受験票等の郵送を希望する者については、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

(2) 書類等の提出先

申込者の住所地を管轄する地方局農林水産振興部森林林業課、東予地方局農林水産振興部森林林業課四国中央駐在、東予地方局農林水産振興部森林林業今治駐在、中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課、南予地方局農林水産振興部森林林業課愛南駐在、南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課又は南予地方局農林水産振興部八幡浜支局肱川流域林業振興課（以下「林業課」という。）とする。

(3) 申込みの期限

原則として希望する適性試験等実施日前14日とする。

(4) その他

ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。

イ 狩猟免許更新申請書は、林業課において、希望者に配布する。

ウ 申込者の適性試験等の日時及び場所は、所管地方局長が指定し、通知する。

エ 台風等の自然災害等により、やむを得ず適性試験等の日時及び場所を変更する場合がある。

○愛媛県告示第603号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び伊方町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和4年5月31日

愛媛県八幡浜保健所長 竹内 豊

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

四国電力株式会社

香川県高松市丸の内2番5号

取締役社長 社長執行役員 長井 啓介

2 事業場の名称及び所在地

四国電力株式会社 伊方発電所

愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3

3 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1

第72号 し尿処理施設

第74号 特定事業所から排出される水（公共水域に排出されるものを除く。）の処理施設

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量、排出水の排出系統別の汚染状態及び量並びに用水及び排水の系統

5 特定施設に関する事項

(1) 総合浄化槽

備考 排水は、変更前はさらに1、2号機総合排水処理装置で処理しているところ、変更後はさらに3号機総合排水処理装置で処理する。

(2) 3号機総合排水処理装置

		変 更 前		変 更 後	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 最大	6.5~8.5 6.5~8.5	通常 最大	6.5~8.5 6.5~8.5
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 最大	6.12 15	通常 最大	10 15

浮遊物質量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 最大	15 20	通常 最大	15 20
窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 最大	11 40	通常 最大	10 40
りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 最大	0.64 1	通常 最大	1 1
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 最大	1,083 2,816	通常 最大	1,791 3,600

6 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 総合浄化槽

変更なし

備考 排出水は、変更前は1、2号機総合排水処理装置を経由し、1、2号機放水口から排出しているところ、変更後は3号機総合排水処理装置を経由し、3号機放水口から排出する。

(2) 1・2号機総合排水処理装置

備考 廃止する。

(3) 3号機総合排水処理装置

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8~9.8 最大 5.8~9.8	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5	通常 5.8~9.8 最大 5.8~9.8	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 94 最大 95	通常 6.12 最大 15	通常 90 最大 93	通常 10 最大 15
	浮遊物質量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 33 最大 33	通常 15 最大 20	通常 33 最大 33	通常 15 最大 20
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 27 最大 45	通常 11 最大 40	通常 27 最大 45	通常 10 最大 40
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 1	通常 0.64 最大 1	通常 1 最大 1	通常 1 最大 1

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,083 最大 2,816	通常 1,083 最大 2,816	通常 1,791 最大 3,600	通常 1,791 最大 3,600
----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 1、2号機放水口

		変 更 前	変 更 後
汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.8~8.3 最大 7.8~8.3	通常 7.8~8.3 最大 7.8~8.3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.6 最大 2.2	通常 1.5 最大 2.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3未満 最大 3未満	通常 3未満 最大 3未満
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.3 最大 0.9	通常 0.2 最大 0.3
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.03 最大 0.05	通常 0.02 最大 0.03
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 145,438 最大 145,905	通常 144,009 最大 144,023	

(2) 3号機放水口

		変 更 前	変 更 後
汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.8~8.3 最大 7.8~8.3	通常 7.8~8.3 最大 7.8~8.3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.5 最大 2.0	通常 1.5 最大 2.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3未満 最大 3未満	通常 3未満 最大 3未満
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 0.4	通常 0.2 最大 0.4
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.02 最大 0.04	通常 0.02 最大 0.03
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 5,617,090 最大 5,618,870	通常 5,617,798 最大 5,619,654

(3) No.11放水口

変更なし

備考 この他に既存の雨水専用排水口が11箇所ある。

○愛媛県告示第604号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂1375番1から 同町山鳥坂1102番まで	旧	メートル 5.9~11.2	キロメートル 0.088	
			新	5.9~11.2 7.3~8.0	0.088 0.079	

○愛媛県告示第605号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂1375番1から 同町山鳥坂1102番まで	令和4年5月31日

○愛媛県告示第606号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和4年5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
聴覚障害、平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	甲 斐 成 彦	東温市志津川	令和4年5月1日
聴 覚 障 害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	羽 成 敬 広	東温市志津川	令和4年5月1日
肢体不自由、呼吸器機能障害	内 科	公立学校共済組合四国中央病院	香 川 耕 造	四国中央市川之江町2233番地	令和4年5月1日
視 覚 障 害	眼 科	きくち眼科クリニック	菊 地 正 晃	八幡浜市産業通1番3号	令和4年5月1日
肢体不自由、音声・言語・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障害	内 科	医療法人徳洲会宇和島徳洲会病院	松 本 修 一	宇和島市住吉二丁目6番24号	令和4年5月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障害	外 科	医療法人徳洲会宇和島徳洲会病院	米 満 侯 宏	宇和島市住吉二丁目6番24号	令和4年5月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・小腸・肝臓機能障害	内 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	上 甲 康 二	西条市朔日市269番地1	令和4年5月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	青 木 一 将	西条市朔日市269番地1	令和4年5月1日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	今治市医師会市民病院	水 本 有 紀	今治市別宮町七丁目1番40号	令和4年5月1日
肢 体 不 自 由	内 科	渡 部 病 院	稲 葉 聖 子	西条市周布331番地1	令和4年5月1日
肢体不自由、心臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	西予市立西予市民病院	高 木 健 次	西予市宇和町永長147番地1	令和4年5月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	西予市立西予市民病院	濱 田 徹	西予市宇和町永長147番地1	令和4年5月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	西予市立西予市民病院	青 木 良 平	西予市宇和町永長147番地1	令和4年5月1日
肢体不自由、音声・言語・そしゃく機能障害	リハビリテーション科	伊 予 病 院	佐 々 木 駿	伊予市八倉906番地5	令和4年5月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	独立行政法人労働者健康安全機構愛媛労災病院	笹 木 慶	新居浜市南小松原町13番27号	令和4年5月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	独立行政法人労働者健康安全機構愛媛労災病院	鷲 見 昌 克	新居浜市南小松原町13番27号	令和4年5月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	独立行政法人労働者健康安全機構愛媛労災病院	池 田 裕 暁	新居浜市南小松原町13番27号	令和4年5月1日
聴 覚 障 害	耳鼻咽喉科	愛媛県立新居浜病院	岩 田 真 治	新居浜市本郷三丁目1番1号	令和4年5月1日

○愛媛県告示第607号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和4年5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
赤 瀬 太 一	西予市立野村病院	西予市野村町野村9号53番地	有津むらかみクリニック	今治市伯方町有津甲2335番地	令和4年4月1日
門 田 久 紀	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	か ど た 内 科	伊予郡砥部町高尾田635番地2	令和4年4月1日
重 松 裕 二	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	西 条 中 央 病 院	西条市朔日市804番地	令和4年4月1日

渡部 克哉	西予市立西予市民病院	西予市宇和町永長147番地1	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	令和4年4月1日
山上 隆司	社会医療法人社団更生会村上記念病院	西条市大町739番地	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市269番地1	令和4年4月1日
羽藤 泰三	三木病院	今治市泉川町一丁目3番45号	美須賀病院	今治市黄金町三丁目4番地8	令和4年4月1日
藤本 香織	愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷三丁目1番1号	喜多医師会病院	大洲市東大洲1563番地1	令和4年4月1日
岡澤 朋子	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町城辺甲2433番地1	医療法人岡沢クリニック	南宇和郡愛南町御荘平城1976番地	平成11年10月1日
山内 一彦	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	今治市喜田村七丁目1番6号	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	令和4年4月1日
阿部 陽介	西条中央病院	西条市朔日市804番地	愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷三丁目1番1号	令和4年4月1日
佐藤 澄子	西条中央病院	西条市朔日市804番地	喜多医師会病院	大洲市東大洲1563番地1	令和4年4月1日
安井 大貴	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	宇和島市賀古町二丁目1番37号	愛媛県立今治病院	今治市石井町四丁目5番5号	令和4年4月1日

○愛媛県告示第608号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和4年5月31日

愛媛県知事 中村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	内科	西予市立西予市民病院	大西 慶	西予市宇和町永長147番地1	令和4年4月4日
呼吸器機能障害	内科	公立学校共済組合四国中央病院	埴淵 昌毅	四国中央市川之江町2233番地	令和4年4月4日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	相原 菜	東温市志津川	令和4年4月4日
視覚障害	眼科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	森 優希	東温市志津川	令和4年4月4日
肢体不自由	整形外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	鎌田 知美	東温市志津川	令和4年4月4日
肢体不自由	整形外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	渡邊 誠治	東温市志津川	令和4年4月4日
肢体不自由	形成外科、皮膚科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	宇都宮 亮	東温市志津川	令和4年4月4日
心臓機能障害	循環器内科	住友別子病院	松尾 直朗	新居浜市王子町3番1号	令和4年4月5日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	医療法人徳洲会宇和島徳洲会病院	万波 誠	宇和島市住吉町二丁目6番24号	令和4年4月8日
肢体不自由、心臓機能障害	内科	渡部病院	横山 マサ子	西条市周布331番地1	令和4年4月12日
肢体不自由	整形外科	独立行政法人労働者健康安全機構愛媛労災病院	萩 健太郎	新居浜市南小松原町13番27号	令和4年4月14日
肢体不自由	整形外科	独立行政法人労働者健康安全機構愛媛労災病院	丘 雄介	新居浜市南小松原町13番27号	令和4年4月14日
肢体不自由、心臓・呼吸器機能障害	循環器内科	独立行政法人労働者健康安全機構愛媛労災病院	竹中 仁	新居浜市南小松原町13番27号	令和4年4月14日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	小児科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	中野 直子	東温市志津川	令和4年4月15日
肢体不自由、ぼうこう又は直腸機能障害	内科	社会医療法人北斗会大洲中央病院	栗田 英明	大洲市東大洲5番地	令和4年4月25日
ぼうこう又は直腸機能障害	外科	社会医療法人真泉会今治第一病院	山元 英資	今治市宮下町一丁目1番21号	令和4年4月25日

心 臓 機 能 障 害	循環器内科	喜多医師会病院	吉井豊史	大洲市東大洲1563番地1	令和 4年4月25日
-------------	-------	---------	------	---------------	---------------

公 告

○公 告

狩猟免許試験の施行について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり施行する。

令和4年5月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の種類

- (1) 網猟免許試験
- (2) わな猟免許試験
- (3) 第一種銃猟免許試験
- (4) 第二種銃猟免許試験

2 試験の日時、場所及び実施する試験の種類

- (1) 令和4年8月2日（火）午前9時

試験場の名称	試 験 の 場 所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
東 予 第 1 会 場	東予地方局西条第二庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611番地	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東 予 第 2 会 場	東予地方局今治庁舎4階大会議室	今治市旭町一丁目4番地9	同 上
中 予 第 1 会 場	中予地方局7階大会議室ほか	松山市北持田町132番地	同 上
南 予 第 1 会 場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7番1号	同 上
南 予 第 2 会 場	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3番37号	同 上

- (2) 令和4年9月11日（日）午前9時

試験場の名称	試 験 の 場 所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
東 予 第 3 会 場	東予地方局西条第二庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611番地	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東 予 第 4 会 場	東予地方局今治庁舎4階大会議室	今治市旭町一丁目4番地9	同 上
中 予 第 2 会 場	中予地方局7階大会議室ほか	松山市北持田町132番地	同 上
南 予 第 3 会 場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7番1号	同 上
南 予 第 4 会 場	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3番37号	同 上

- (3) 令和4年12月4日（日）午前9時

試験場の名称	試 験 の 場 所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
東 予 第 5 会 場	東予地方局西条第二庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611番地	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東 予 第 6 会 場	東予地方局今治庁舎4階大会議室	今治市旭町一丁目4番地9	同 上
中 予 第 3 会 場	中予地方局7階大会議室ほか	松山市北持田町132番地	同 上

南予第5会場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7番1号	同上
南予第6会場	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3番37号	同上

3 免許申請書の提出期間

- (1) 令和4年8月2日の試験に係るものについては、7月5日(火)から7月19日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 令和4年9月11日の試験に係るものについては7月5日(火)から8月29日(月)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (3) 令和4年12月4日の試験に係るものについては、11月7日(月)から11月21日(月)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 免許申請書の請求先及び提出先

受験申込者の住所地を管轄する地方局農林水産振興部森林林業課、東予地方局農林水産振興部森林林業課四国中央駐在、東予地方局農林水産振興部森林林業課今治駐在、中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課、南予地方局農林水産振興部森林林業課愛南駐在、南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課又は南予地方局農林水産振興部八幡浜支局肱川流域林業振興課とする。

5 その他

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 狩猟免許申請手数料(愛媛県収入証紙によること。) 受けようとする免許の種類ごとに法第49条各号に掲げる者にあっては各3,900円、その他の者にあっては各5,200円

カ 受験票の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

(2) 試験場等についての注意事項

ア 受験申請者の試験場は、所管地方局長が指定し、通知する。

なお、試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定するが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合がある。

イ 台風等の自然災害等により、やむを得ず試験の実施日時及び試験場を変更する場合がある。

(3) 書類の提出は、持参又は郵送によること。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 189

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月31日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(愛媛県人事委員会規則13 17)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
委託地方公共団体	機 関	職	委託地方公共団体	機 関	職
省略			省略		
砥部町	省略		砥部町	省略	
	教育委 省略			教育委 省略	

	員会	教育機関	省略	
			省略	
内子町	省略			
	教育委員会	省略		
		教育機関	省略	
			公民館	省略
			学校給食センター (内子学校給食センターに限る。)	所長
			省略	
	省略			
伊方町	省略			
	町長部局	本庁		課長 危機管理監 会計管理者 総務課長補佐 (人事を担当するものに限る。) 総合政策課長補佐 (予算を担当するものに限る。) 総務課総務管理係長 総合政策課財政管理係長
		出先機関	省略	
			省略	
	省略			
省略				
愛南町	省略			
	町長部局	省略		
		出先機関	省略	
			病院	院長 副院長 事務長 看護師長 科長(人事を担当するものに限る。)
			省略	
	省略			
省略				
松山養護老人ホーム事務組合	組合事務局			事務局長
		養護老人ホーム		省略
省略				
八幡浜地区施設事務組合	省略			
		青石寮		施設長
省略				

	員会	教育機関	省略	
			公民館	館長
			省略	
内子町	省略			
	教育委員会	省略		
		教育機関	省略	
			公民館	省略
			省略	
	省略			
伊方町	省略			
	町長部局	本庁		課長 _____ 会計管理者 総務課総務管理室長 総合政策課財政管理室長 総務課総務管理室主任 総合政策課財政管理室主任
		出先機関	省略	
			出張所	所長
			省略	
	省略			
省略				
愛南町	省略			
	町長部局	省略		
		出先機関	省略	
			病院	院長 副院長 事務長 看護師長 _____
			省略	
	省略			
省略				
松山養護老人ホーム事務組合		養護老人ホーム		省略
省略				
八幡浜地区施設事務組合	省略			
		青石寮		施設管理者 施設長
省略				

備考 省略

備考 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第4号

次のとおり落札者を決定した。

令和4年5月31日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
脳神経外科手術顕微鏡 1式 (県立新居浜病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和4年5月11日	株式会社サンメディカル 愛媛県宇和島市御幸町一丁目2番13号	78,760,000円	一般競争入札	令和4年3月25日